

子どもが家を建てる時に建築資金を贈与したい、孫が進学するときに入学金を贈与したい、建物が老朽化したら建て替えたい、あるいは売却したい、と思っても、認知症が発症してしまうとそれがかなわなくなってしまいます。たとえ後見人を付けたとしても、そのような行為はできません。後見制度は、本人の財産を守るのが目的なので、贈与したり、処分したりなどが認められません。このような事態に備え、本人が元気なうちに家族信託を活用すれば、たとえ認知症になったとしても、その願いを実現することができるようになります。財産の管理を家族に託すことによって、柔軟な対応ができるようになるのです。

また、家族信託では、自分が亡くなった後の資産の承継先を指定することができます。承継先を2代先、3代先と指定しておくことができるので、土地など代々受け継いできた資産を他に流出させることなく、円滑な相続を実現することが可能となります。それは、たとえ遺言書を作成したとしてもかなわないことで、遺言書では承継先は1代限りしか指定できず、相続した後は、処分しようが誰かにあげようが相続した人の自由となります。先々まで資産を守りたいというときには家族信託がおすすめです。

また、障がいのある子どものために財産を遺したいという場合にも家族信託の活用が有効です。他のお子さんなどに財産を託し、障がいのある子のためにその財産を管理してもらうのです。その障がいのある子が亡くなった後の資産の承継先も決めておくことができます。

柔軟な財産管理・円滑な資産承継を実現したい方は、家族信託の活用を検討してみてはいかがでしょうか？

キャンパスおだわら学習講座【公募型市民企画講座】

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

<p>参加費：無料 9：45～11：45</p>	<p>いずみ 201号室</p>	<p>マロニエ 203号室</p>
<p>相続の基礎知識と認知症対策</p>	<p>7月15日（金）</p>	<p>7月24日（日）</p>
<p>相続トラブルの事例と遺言書</p>	<p>8月19日（金）</p>	<p>8月28日（日）</p>
<p>相続対策と円満相続の秘訣</p>	<p>9月16日（金）</p>	<p>9月25日（日）</p>
<p>新しい財産管理と相続「家族信託」</p>	<p>10月14日（金）</p>	<p>10月16日（日）</p>

*日程が変更になることがありますので必ず電話でご確認ください。
*5分前までにご来場ください

お申し込み TEL：0465-39-1900
(行政書士長尾影正事務所まで)

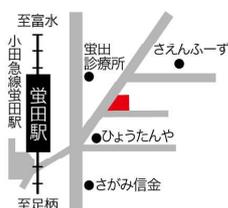
参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
昭和49年7月生まれ 小田原市在住
行政書士
宅地建物取引士
家族信託専門士
NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
一般社団法人家族信託普及協会 会員

不動産・相続
の専門家



行政書士長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL: 0465-39-1900
mail: nagao@yuigon-souzoku.info
http://www.yuigon-souzoku.info